

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の料金表

株式会社 東北建築センター

(1)新築住宅

■ 長期優良住宅【単独申請】の場合の料金

(税抜金額 単位：円)

区分		金額	
住宅の種別	建築物の床面積の合計	一般	型式住宅部分等製造者認証
一戸建ての住宅(専用住宅のみ)		37,000	28,500
共同住宅等(長屋・併用住宅等を含む)	500㎡以内	89,000	75,000
	500㎡超～1,000㎡以内	141,000	120,000
	1,000㎡超～2,500㎡以内	289,000	
	2,500㎡超～5,000㎡以内	518,000	
	5,000㎡超～10,000㎡以内	886,000	

確認申請と同時申請の場合は10%引きとする

■ 長期優良住宅と設計住宅性能評価を【同時申請】の場合の料金

(税抜金額 単位：円)

区分		金額	
住宅の種別	建築物の床面積の合計	一般	型式住宅部分等製造者認証
一戸建ての住宅(専用住宅のみ)		2,700	5,700
共同住宅等(長屋・併用住宅等を含む)	500㎡以内	71,000	71,000
	500㎡超～1,000㎡以内	80,000	80,000
	1,000㎡超～2,500㎡以内	108,000	
	2,500㎡超～5,000㎡以内	165,000	
	5,000㎡超～10,000㎡以内	271,000	

※1 限界耐力計算(建築基準法施行令第82条第5項)を行なわない建物

※2 状況により、料金が改定になる場合があります。改定時にはHPにてお知らせします。

(参考) 長期優良住宅認定を所管行政庁に申請する際、認定申請料がかかります。

予め技術的審査を行なう場合、登録住宅性能評価機関で審査する認定基準の区分は、所管行政庁ごとに定められています。所管行政庁のホームページでご確認ください。

(2) 既存住宅の増築・改築

■一戸建ての住宅

(税抜金額 単位：円)

耐震性の審査が必要な場合	耐震性の審査が省略できる場合
75,000	55,000

※耐震性の審査が省略できる場合とは

耐震性に係るリフォーム・増改築の計画がなく、新築時の建設性能評価書の交付があり耐震性の審査が省略できるものをいう。

※既存住宅の増築・改築(共同住宅等)の技術的審査料金については、個別にお問合せ下さい。

※変更に係る技術的審査料金は上記で算出された手数料の1/2とする。(新築、増築・改築)

ただし、変更依頼に係る物件の直前の適合証を当センターで交付したものに限りです。